

冷凍カツオ窃盗事件に関する職員の処分について

今般の冷凍カツオ窃盗事件を受け、下記の通り職員の懲戒処分等を行いました。

1 懲戒解雇、及び、退職となる職員

(1) 対象者と処分理由

① 市場部業務第三課 係長級職員 1名【懲戒解雇】

(処分理由) 処分対象者は、加工事業者からの依頼を受け、繰り返し市場取り扱い冷凍カツオを未計量のまま加工事業者に渡し、その見返りとして金品を受領した。その結果、当組合、船主様、及び、多数の市場関係者に対し、多大な損害等を与えた。

(適用条項) 就業規則第 45 条(2)、(3)、(5)、(10)に該当するため、就業規則第 40 条(6)に従い懲戒解雇とする。

② 市場部管理職級職員 1名【懲戒解雇】

(処分理由) 処分対象者は、過去に、繰り返し市場取り扱い冷凍カツオを未計量のまま横領し、その見返りとして金品を受領した。また、過去の聞き取り調査において、虚偽の主張をした。さらに、抜き取り行為の抑止・防止すべき立場にありながら、かかる措置をとらず、当組合、船主様、及び、多数の市場関係者に対する損害等を拡大させた。

(適用条項) 就業規則第 45 条(2)、(3)、(5)、(10)に該当するため、就業規則第 40 条(6)に従い懲戒解雇とする。

③ 市場部管理職級職員（嘱託） 1名【契約更新を行わない（退職）。】

(処分理由) 処分対象者は、過去に、市場取り扱い冷凍カツオを未計量のまま加工事業者に渡した。また、長年、市場部において冷凍カツオに携わっており、かつ、抜き取り行為を抑止・防止すべき立場にありながら、かかる措置をとらず、当組合、船主様、及び、多数の市場関係者に対する損害等を拡大させた。

(適用条項) 定年退職者再雇用要領第 5 条を適用して退職とする。

2 その他の処分の職員

(1) 対象者

管理職級職員 3名、課長級職員 2名、係長級職員 3名、その他 10名

(2) 処分内容

【出勤停止】 15名

【降格】 1名

【減給】 2名

(3) 処分理由

① 加工業者等からの依頼を受け、冷凍カツオの窃盗に関与し、金品の接受があった。

② 部下が窃盗に関与したことの管理責任。

3 役員による自主返納

別紙のとおりです。

(別紙)

役員による自主返納について

今般の冷凍カツオ窃盗事件について、関係の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを重く受け止め、下記のとおり執行部役員の給与を返納いたしました。

- ・西川角次郎（組合長） 3/10 3か月
- ・増田常男（副組合長） 3/10 3か月
- ・松永喜一郎（専務理事） 2/10 2か月
- ・鈴木伸吾（常任理事） 2/10 2か月
- ・山田昌宏（代表監事） 2/10 2か月

現在、再発防止委員会で、信頼回復のための徹底した再発防止策の構築を進めているところであり、現執行部の監督下で起きた問題として、この解決に向け、引き続き真摯に取り組んで参ります。